

ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業・広報クリエイティブ等事務局委託業務 公募型プロポーザル募集要綱

1 目的

ひょうご観光本部（以下、「本部」とする。）が実施する「ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業」は、県内空港における国内就航路線の航空会社及び就航先DMO等と連携し、就航県相互に観光地の魅力を見出した情報発信を実施するなど観光市場の活性化を図るものである。

令和4年度は全国12都市（羽田を除く）とのネットワークを有する神戸空港の就航先DMO等との連携を強化し、将来的に、同空港でつながる全ての就航先と「ローカルtoローカル」のネットワーク構築を目指すにあたり、効果的な情報発信が不可欠であることから、その広報及びクリエイティブに係る事務局業務を委託する。

2 募集の概要

(1) 業務名

ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業・広報クリエイティブ等事務局委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) スケジュール

令和4年4月14日（木）	参加募集及び質問受付・開始
令和4年4月18日（月）	質問受付終了
令和4年4月22日（金）	参加表明書及び企画提案書提出期限
令和4年4月27日（水）	審査結果通知

3 プロポーザルの参加資格

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

また、複数の企業・団体の共同体（コンソーシアム）により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。

ア 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）

イ 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

ウ 事業の実施にあたり、本部との打ち合わせなどに適切に対応できる事業者等であること。

エ 神戸市内に事務所を有し会議等を行うことのできるスペースを確保できること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- エ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- キ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 参加表明書の提出

応募を希望する者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要及び業務実施体制調書（様式第2号） 1部
- ウ 暴力団の排除に関する誓約（様式第3号） 1部

※ 様式については、提出日時点において記載すること。

(2) 受付期間・時間

令和4年4月14日（木）から4月22日（金）まで（土日を除く。）の9時から17時までとする。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に持参、電子メール又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は申請受付期間内必着とする。

(4) 提出書類の配布方法

本部ホームページ (<https://www.hyogo-tourism.jp/>) に掲載する。

5 企画提案説明会について

企画提案説明会は実施しない。

6 質疑応答

(1) 質疑応答

ア 提出方法

質問は質問書（様式第4号）により、電子メールで送信するものに限る。また、必ず受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 受付期間・受付時間

令和4年4月14日（木）から4月18日（月）までの9時から17時までとする。

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(2) 回答

電子メールで回答する。なお、回答は参加者全員に知らせる場合がある。

7 応募者が1者である場合の措置

- (1) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。
- (2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。
この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

8 提案書の提出

(1) 提案書

ア 企画提案書（提案書表紙：様式第5号、本文：様式任意）

※ただし、企画提案書の記載項目を満たしていれば、A4版20ページ以内の任意様式でも可

イ 見積書・内訳書

見積額の根拠となる業務項目ごとの内訳書を合わせて提出すること。

(2) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(3) 受付期間・時間

令和4年4月14日（木）から4月22日（金）まで（土日を除く。）の9時から17時までとする。

(4) 提出先及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。FAX、電子メールによる提出は受け付けない。なお、郵送の場合は提出受付期間内必着とする。

(5) 注意事項

ア サイズは原則A4版とし、左上1箇所をホチキス止めすること。

イ 当本部が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

9 委託金額

4,480,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

なお、提案者の提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。

10 選定方法

(1) 審査及び評価の観点

下記①～⑦に示す評価の観点に基づき企画提案の内容、事業の実施能力等を選考委員会で書面審査の上、最優秀提案者を選定する。

なお、審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、本部ホームページ（<https://www.hyogo-tourism.jp/>）で公表する。

- ① 業務遂行に必要な実施体制となっているか。
- ② 当該事業遂行に必要な知識やネットワークを有しているか。
- ③ 過去の類似の事業実績があるか。
- ④ 履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか。
- ⑤ 事業費の積算は妥当か。
- ⑥ 企画内容は参加者に有意義な内容となっているか。

(2) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、協議のうえ変更する場合がある。

11 その他

- (1) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (5) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

【提出、問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館7階
 公益社団法人ひょうご観光本部 担当：三村、渡邊
 TEL：078-361-7661 FAX：078-361-7662
 Eメール：mimura@hyogo-tourism.jp